

国民年金基金へ 加入しませんか

加入できる方

国民年金第1号被保険者の方

(満20歳以上60歳未満の自営業などの方)

以下の方は加入対象となりません

- 厚生年金、共済年金の被保険者とその扶養家族となっている配偶者(サラリーマン、公務員とその奥さん)
- 国民年金の保険料を免除されている方
- 農業者年金に加入されている方と加入すべき方

加入掛金と口数の変更

掛け金は月額6万8千円以内であれば何口でも加入できます。なお、1口めは加入の基本となりますので、1口めを減額して掛金をゼロにすることはできません。口数の増減は2口め以降が対象です。

国民年金基金5つのポイント



1 自営業者も サラリーマンなみの 老後保障

国民年金基金への加入により、自営業などの国民年金第1号被保険者の方々も、上乘せ年金の給付が受けられるようになります。この機会に積極的に豊かな躍動する老後を是非実現してください。



2 ご要望にお応え できる年金設計

給付の基本部分となる1口めは2種類の終身年金の中から選ぶことができます。さらに加算して給付を受けたい方は、2口めから2種類ある終身年金と3種類の有期年金の中から自由に選んで自分のニーズにあった年金が設計できます。



3 収入の変動にも弾力的に 対応できる年金

年1回4月に2口めの加入掛金の口数を増減できます。将来、収入が増加した時に掛金を増額できますので、柔軟性が高く負担も少なくて済みます。また、掛金を一時的にお支払いできなくなっても、解約されることなく、支払われた期間の年金は支給されます。



4 払込掛金は 全額所得から控除

国民年金基金の最大のメリットは、払い込んだ掛金が全額所得から控除される点です。所得税、住民税が大幅に軽減されます。例えば、掛金の最高限度月額6万8千円まで加入された場合、年間81万6千円の所得控除が受けられます。



5 受け取る年金にも 税制上の優遇措置

国民年金基金は受け取る年金にも、公的年金等控除が適用される有利な取り扱いになっています。例えば、扶養配偶者がいる65歳以上の方で収入が年金だけの場合は、年金額が328万円以下ですと所得税はかかりません。また、遺族が受け取る一時金は非課税となっています。

都道府県電気工事業工業組合・全日本電気工事業国民年金基金

お問い合わせ ☎0120-43-8160

国民年金の保険料を 自主納付されている方に便利で確実な 口座振替をおすすめします

国民年金基金に加入した場合、掛金はすべて口座振替となります。
あなたの国民年金の保険料は、どういふ方法で納めていますか。また、納め忘れはないでしょうか。
直接市役所、町村役場あるいは金融機関へ納めている方に、納め忘れをなくし、
納める手間をはぶくことのできる「口座振替」のご利用をおすすめします。手続きも簡単です。

口座振替5つのメリット

- ★あなたのお手間をはぶきます。
- ★納期限を気にしなくて済みます。
- ★納め忘れがなくなります。
- ★手続きは簡単です。
- ★忙しくても安心です。



お申し込みは
あなたの預金口座のある金融機関か
市役所、町村役場へ

手続きに必要なもの

- ①国民年金保険料納入通知書
- ②預金通帳
- ③預金通帳届け出の印かん

等ですが、県内の市町村の中には「口座振替制度」を実施していないところや、手続きに必要なものが違う場合がありますので、あらかじめ申し込み先に確認して下さい。